

引越廃棄物の適正な扱いについて

2019年1月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

1. はじめに
2. 廃棄物とは何か
3. 廃棄物の処理とは
4. 一般廃棄物の適正処理の確保
5. 産業廃棄物の適正処理の確保
6. 引越廃棄物の取扱いについて

1. はじめに

廃棄物問題の変遷

環境・資源問題

廃棄物の適切な処理・利用、環境問題に対する一層の機運の高まり
⇒リサイクルを始めとする適正な資源循環の必要 (平成初頭～)

各種リサイクル法

(平成7年～)

循環型社会形成推進基本法

(平成13年)



公害問題

高度成長期に伴う廃棄物の増加
⇒自治体のみならず事業者による処理の必要、焼却処理・埋立場の確保 (昭和30年代～)

廃棄物処理法

(昭和45年)



江東区のごみ搬入阻止(昭和46年)
(出典)東京都清掃事業百年史

衛生問題

ごみ、し尿は海洋投棄や土地投棄処分/ごみの処分場から蚊、はえの発生
⇒衛生管理の必要(昭和20年代～)

清掃法

(昭和29年)



(出典)東京都清掃事業百年史

我が国における廃棄物政策の変遷

年 代	内 容	法律の制定
戦後 ~1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法(1954)
1960年代 ~1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000年~	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法(2000) ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003~06、10) ・小型家電リサイクル法(2012) ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・廃棄物処理法及びバーゼル法改正(2017)

衛生

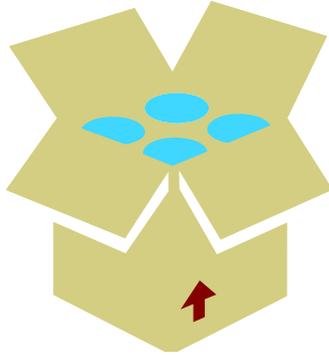
公害・環境

資源・循環型社会

2. 廃棄物とは何か

廃棄物の根本問題

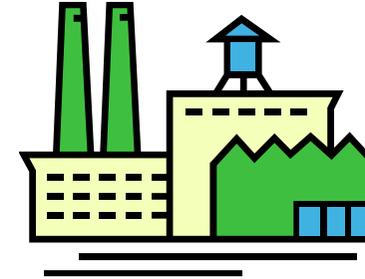
有価物



物品(有価物)



金(代金)



廃棄物



物品(廃棄物)



金(処理費用)



排出者にとっては、負の財

→ 安く、処分したい

処理業者にとっては、物品の流れと金の流れが同じ

→ 集めるだけで儲かってしまう

廃棄物の定義

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理法)

廃棄物：

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

廃棄物の解釈と運用：総合判断説

①物の性状

- ・利用用途に要求される品質を満足

②排出の状況

- ・排出が必要に沿った計画的なもの

③通常 of 取扱い形態

- ・製品としての市場が形成

④取引価値の有無

- ・有償譲渡
- ・処理料金に相当する金品の受領がない

⑤占有者の意思

- ・適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思

⇒①～⑤を総合的に勘案して、廃棄物該当性を判断する。

有価物の保管と称する例

- 例「堆肥化して販売するために汚泥等を堆積している」
→実際には、汚泥等に廃油等を混入し、不法に堆積していた。とても堆肥として施肥できる性状を有しておらず、又、販売実績もない。



不法投棄された堆肥様物（青森・岩手県境不法投棄事案）

廃棄物種別（一般廃棄物と産業廃棄物）

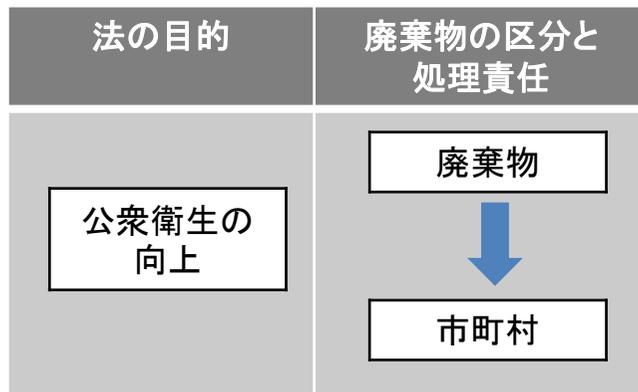
高度経済成長に伴う

- ・都市ごみの急速な増加
- ・活発な生産活動に伴って事業所から排出される各種廃棄物の不適正な処理
- ・都市開発による建設廃材の不法投棄

廃棄物処理法の制定

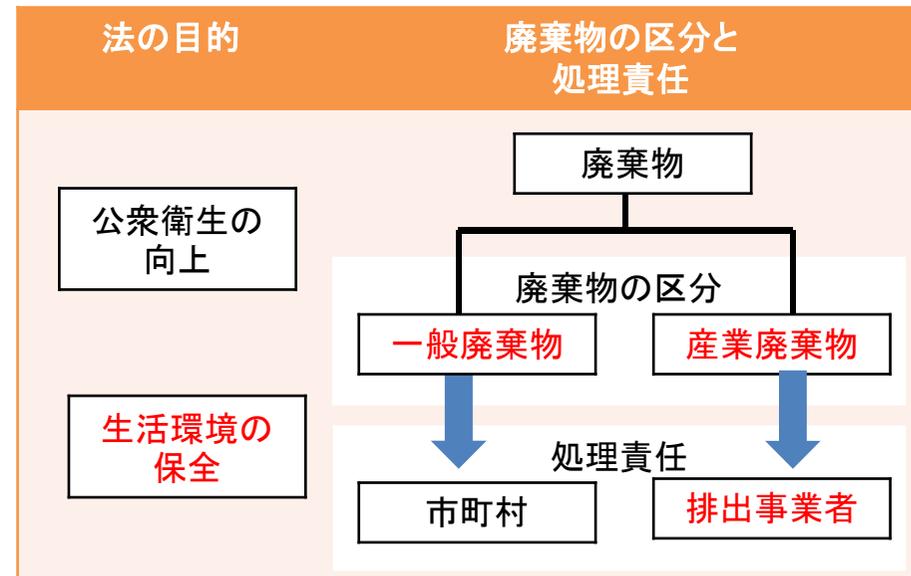
- ・廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類
- ・公衆衛生問題対策に加え、「生活環境の保全」を目的に明示

清掃法（1954～1970年）



全面改訂

廃棄物処理法（1970年～）



一般廃棄物と産業廃棄物

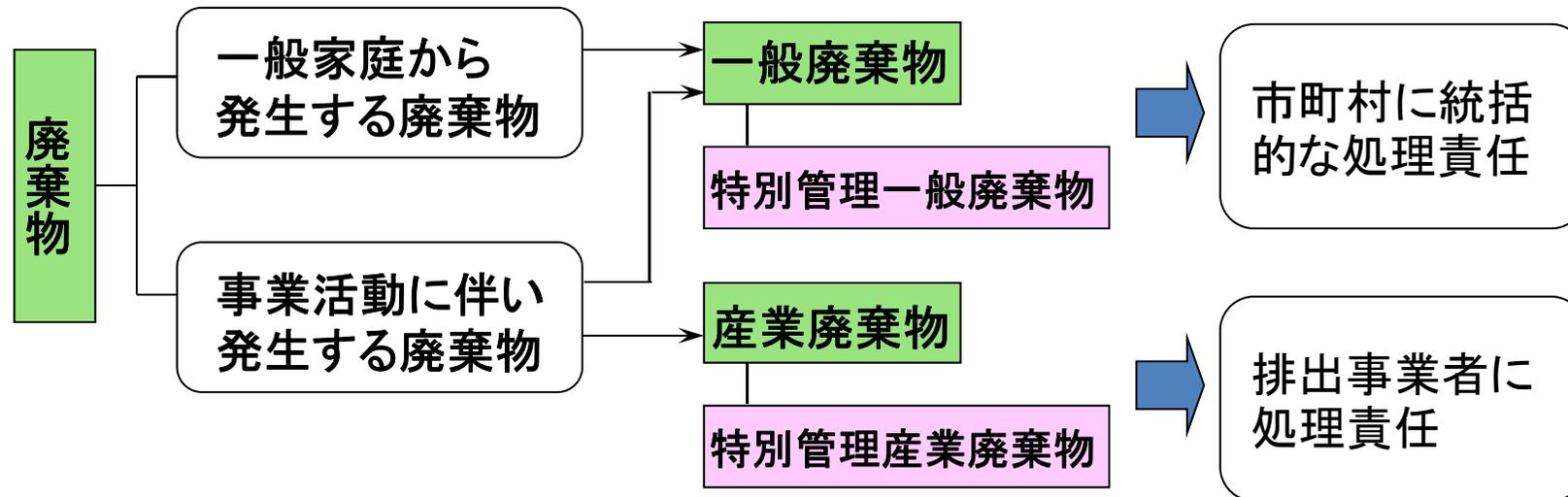
一般廃棄物：

産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物：

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物(20種類)
- ② 輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)

廃棄物の種類と区分



・事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難い20種類を産業廃棄物とし、それ以外を一般廃棄物に区分

産業廃棄物（20種類）

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず（建築業、パルプ・紙製造業、新聞業等） ⑧木くず（建設業、木材・木製品製造業等） ⑨繊維くず（建設業、繊維工業等） ⑩動植物性残さ（医薬品製造業等） ⑪動物系固形不要物（と畜場等） ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体（畜産農業） ⑲ばいじん ⑳①～⑱を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

3. 廃棄物の処理とは

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法
H 6. 8 完全施行

環境基本計画
H 30. 4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法)
H 13. 1 完全施行
}
}
}

循環型社会形成推進基本計画：国の他の計画の基本
H 15. 3 公表
H 30. 6 全面改正

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法
H 29. 6
一部改正

資源有効利用促進法
H 13. 4
全面改正施行

廃棄物処理法基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
 H 13. 05 公表
H 28. 01 全面改訂

廃棄物処理施設整備計画：廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るための計画
 H 20. 03 公表
H 30. 06 全面改訂

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

- ① 再生資源のリサイクル
 - ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
 - ③ 分別回収のための表示
 - ④ 副産物の有効利用の促進
- {

 リデュース
 リサイクル → リユース
 リサイクル

}
- (1R) (3R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装
リサイクル法



びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

家電
リサイクル法



エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

食品
リサイクル法



食品残さ

建設
リサイクル法



木材、コンクリート、アスファルト

自動車
リサイクル法



自動車

小型家電
リサイクル法



小型電子機器等

H 12. 4 完全施行
H 23. 8 一部改正

H 13. 4 完全施行
H 22. 5 一部改正

H 13. 5 完全施行
H 25. 11 一部改正

H 14. 5 完全施行
H 26. 6 一部改正

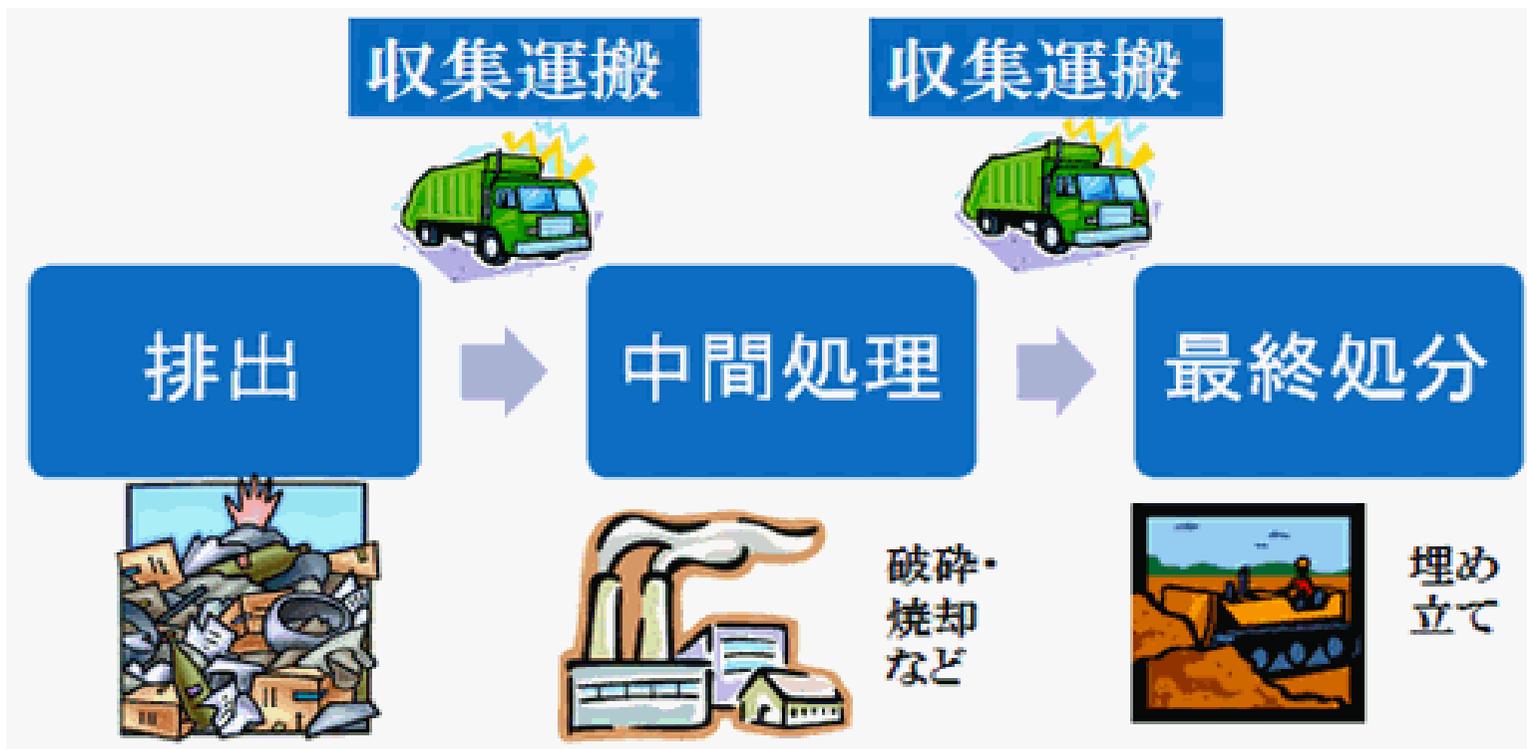
H 17. 1 本格施行
H 26. 6 一部改正

H 25. 4 施行

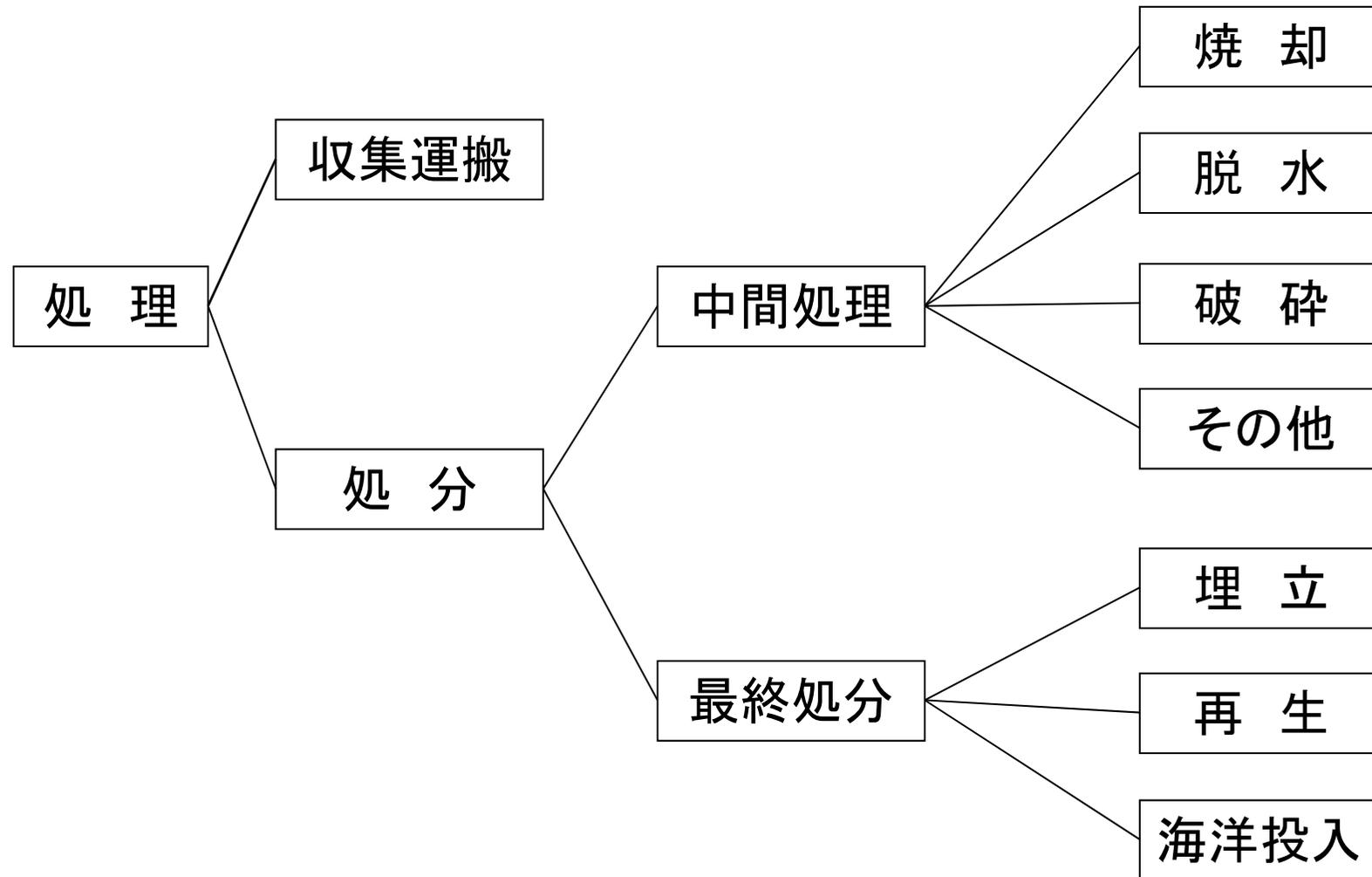
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要(※改正法施行後)

分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）		有害使用済機器 使用を終了し、 収集された機器の うち、有害なもの	
	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等		
国の役割	○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定 ○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定			
廃棄物処理に係る主な規制	市町村 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画の策定 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない 処理基準の遵守 委託基準の遵守 		排出事業者 処理責任 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 保管基準、処理基準の遵守 委託基準の遵守 管理票の交付・保存義務 	都道府県知事 政令市長 <ul style="list-style-type: none"> 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令 管理票に係る勧告 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令 管理票に係る勧告 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 定期検査
	一般廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 処理基準の遵守 再委託の禁止 		産業廃棄物処理業者 <ul style="list-style-type: none"> 処理基準の遵守 再委託の原則禁止 管理票の回付・送付義務 優良事業者の認定 	
	一般廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準の遵守 維持管理積立金の積立義務 		産業廃棄物処理施設設置者 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準の遵守 維持管理積立金の積立義務 	
	市町村長 都道府県知事 政令市長		有害使用済機器 保管等業者 <ul style="list-style-type: none"> 届出義務 保管基準等の遵守 	
	許可 報告徴収・立入検査 改善命令・措置命令		許可 報告徴収 立入検査 改善命令	
特例・認定	○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃肉骨粉をセメント原料として利用			
罰則	○無害化認定制度 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。			
	○熱回収施設設置者 熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設の設置者を都道府県知事が認定。			
○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃パソコン ・廃二輪自動車 ・廃消火器		○優良認定制度 優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定。		
○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科 ○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科 ※ 法人の場合3億円以下の罰金刑				

廃棄物処理の流れ



「廃棄物の処理」の種類



4. 一般廃棄物の処理について

一般廃棄物処理における市町村の処理責任

◆ 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

- 廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、**統括的な処理責任を有すること。**
- 市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、
 - ➡ その行為の**責任は引き続き市町村が有するものであること。**
- 受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない行為が行われた場合、
 - ➡ 市町村は、**委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境保全上の支障の除去や発生防止の措置を講じる必要があること。**

一般廃棄物処理計画の策定義務

- ◆一般廃棄物の処理は、市町村の**自治事務**であること。
- ◆市町村は、区域内の**一般廃棄物処理計画を定めなければならない**、かつ、**計画に従って処理を行わなければならない**こと。(廃掃法第6条第1項及び第2項)

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について 平成20. 6. 19通知]

一般廃棄物
処理計画

一般廃棄物処理基本計画
(10～15年の長期計画)
廃掃法施行規則第1条の3

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

一般廃棄物処理実施計画
(毎年度計画)
廃掃法施行規則第1条の3

ごみ処理実施計画

生活排水処理実施計画

適正処理の推進、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会構築

廃棄物処理業許可制度について(その1)

◆ 廃棄物処理法上、廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する**市町村長又は都道府県知事等の許可**を受けなければならないこととされている(廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項)。

◆ 業の許可を取得するには、申請が許可の基準に適合していること及び申請者が欠格要件に該当しないことが必要。

※ 許可の基準には、①施設に係る基準と②申請者の能力に係る基準がある。

①取り扱う廃棄物の性状に応じた適正な処理のできる施設を有すること

②廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能並びに経理的基礎を有すること。

※ 欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者を類型化して排除することを趣旨としており、破産者や罰金刑・禁錮刑に処せられた者のうち一定の者等が該当する。

廃棄物処理業許可制度について(その2)

◆ 廃棄物処理業許可制度の特例として、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を行う者や**環境省令で定める者(※)**については、許可の対象とならないこととされている(廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項のいずれも但書き)。

※ 環境省令で定める者として、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)により、以下の者が規定されているところ。

<一般廃棄物処理業(例)>

- ・ 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を業として行う者。
- ・ 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を行うものであって、市町村長の指定を受けたもの。
- ・ 国(一般廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。)
- ・ 引越請負業者の収集運搬の特例

<産業廃棄物処理業(例)>

- ・ 再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理を行うものであって、都道府県知事等の指定を受けたもの。
- ・ 国(産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。)

5. 産業廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

未然防止

① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)
最終処分が適切に終了するまでの措置

② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務
優良産廃処理業者認定制度の運用
(環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等)

③ 不法投棄等の罰則の強化

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人3億円)、
未遂罪の創設
無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人1億
円)、未遂罪、予備罪の創設

④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

⑤ 監視の強化

立入検査・報告徴収・改善命令等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所の設置、現場対応マニュアルの作成

支障の除去

※廃掃法は、地方自治法第二条の規定
に基づき、法定受託義務とされている。

⑥ 改善命令

処分者、原因者、注意義務違反の排出事業者等
に対する改善命令

⑦ 措置命令

処分者、原因者、注意義務違反の排出事業者等
に対する支障の除去又は防止命令

排出事業者責任の徹底

⑧ 代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、
原因者等不明の場合に都道府県等が代執行
(行政代執行法の特例)

⑨ 適正処理推進センターの支援

自治体に対して7/10補助

産業廃棄物の排出事業者責任

○事業者自らによる処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、・・・産業廃棄物処理基準・・・に従わなければならない。(法第12条第1項)

○処理の委託

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、・・・産業廃棄物収集運搬業者・・・産業廃棄物処分業者・・・にそれぞれ委託しなければならない。(法第12条第5項)

【委託に伴う義務】

- ・委託した場合の最終処分までの注意義務
(適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるように努めなければならない。)
- ・委託に当たっての委託基準の遵守義務
(委託契約は書面により行われなければならない等)
- ・管理票交付義務等
(産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付、一定期間内に管理票の写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない。)

・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
(法第3条第1項)

(法第3条第1項)

・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
(法第11条第1項)

(法第11条第1項)

違反

+

- ・実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難
- ・支障除去等の措置を採らせることが適当

違反

措置命令(※)の対象

※一定要件下での、支障の除去等の措置の命令

産業廃棄物処理業の許可フロー図

申請者

< 処分業の許可申請 >

①申請書

- ・氏名又は名称及び住所、法人の代表者名
- ・事業の範囲、施設の種類、概要、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ・施設の処理方式、構造及び設備の概要
- ・役員等の指名及び住所

等

②添付書類・図面

- ・事業計画の概要、施設の平面図等
- ・処分後の当該廃棄物の処理方法
- ・経理的基礎を有することを証明する書類
- ・申請者が法人である場合は登記事項証明書及び役員等の住民票

等

申請

都道府県知事

①欠格要件(暴力団、環境法令違反等)に適合していないこと。

②以下の基準に適合していること。

- ・申請者の能力に係る基準
: 処分を的確に行うことができる知識及び技能並びに経理的基礎を有すること

審査

2～3カ月程度

許可

※この他、自治体への事前相談や条例等による住民説明会等が義務付けられている場合がある。

欠格要件、許可取消処分

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。

(法第14条の3の2第1項 第1号、法第15条の3第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(実質的な支配者(黒幕: 自然人に限る)を含む)、使用人(支店長等) 等

欠格要件

- 破産者 等

- 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(*)五年を経過しない者
 ※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ
 * 判決により刑が確定してから該当することとなる

- 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消の日から五年を経過しない者(法人の役員を含む)

- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可の取消しに係る聴聞通知があった日から当該処分をする又はしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の廃止を届け出た者(法人の役員を含む)

- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者
 ・廃掃法、環境保全法令等の法律違反によって、検察から公訴を提起されている者
 ・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 等

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

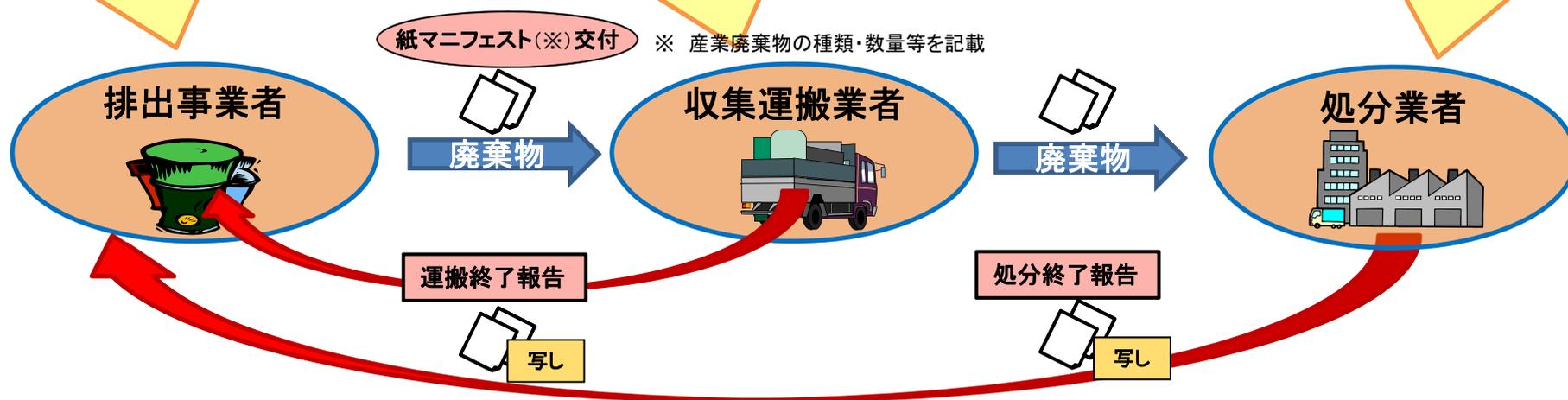
廃棄物処理法に基づく、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

※ 収集運搬業者及び処分業者

- 交付義務
- 5年間の保存義務
- 都道府県知事への報告義務
- 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき等には適切な措置を講ずる義務

- 運搬終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 処分業者への管理票の回付義務
- 5年間の保存義務

- 処分終了時に交付者及び回付者へ管理票の写しの送付義務
- 最終処分終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 5年間の保存義務



違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

6. 引越廃棄物の取扱いについて

引越廃棄物の取扱いについて(その1)

- ◆ 事務所から発生する引越廃棄物は、その性状によって産業廃棄物又は一般廃棄物に該当し、家庭から発生する引越廃棄物は一般廃棄物に該当します。
- ◆ 事務所から発生する引越廃棄物の処理責任は引越を発注する事業者であり、事業者が自ら適正に処理するか、その処理を第三者に委託する場合には、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者に、一般廃棄物については市町村の指示に従って、市町村又は一般廃棄物処理業者に委託しなければなりません。
- ◆ 家庭から発生する引越廃棄物については市町村にその統括的処理責任があるため、その処理については市町村の指示に従う必要があります。
- ◆ 産業廃棄物を収集運搬するには都道府県知事等の許可が、一般廃棄物を収集運搬するには市町村長の許可が必要となり、同許可を受けることなく廃棄物を収集運搬すると、無許可営業で罰せられる可能性があります。

引越廃棄物の取扱いについて(その2)

◆ 次の要件の全てを満たす者については、特例として、市町村長の許可を受けずに収集運搬が可能です(廃棄物処理法施行規則第2条第10号)。

1 引越荷物運送業者であること

2 一般廃棄物処理基準に従い、転居廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行うこと

※転居廃棄物…転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴って生じたものに限る。) ← 事務所から発生する引越廃棄物は含みません。

3 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について、次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと

- ・ 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量
- ・ 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地
- ・ 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 欠格要件に該当しないこと

5 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと

引越廃棄物の取扱いについて(その3)

◆ 特例により、市町村長の許可なく転居廃棄物を収集運搬する際には以下の点に留意が必要です。

- 1 転居する者が、その事情等から、市町村の指示どおり排出し難い場合又は自ら市町村の有する施設まで運搬し難い場合等、やむを得ない場合に限られること
- 2 要件を満たさない者が転居廃棄物の収集運搬を行った場合は、廃棄物処理法に違反したものとして、廃棄物処理法の罰則等の対象となりうること

※廃棄物処理法第25条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第一項(略)に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者

◆ 転居廃棄物を含む一般廃棄物の取扱いについては、事前に市町村にご相談ください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について(引越業者特例に係る通知)

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000426.html>

※引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=3926>